

## 平成29年度第2回みやぎ食の安全安心推進会議議事録

日時：平成29年7月26日（水）

午後2時から午後4時まで

場所：県庁行政庁舎9階 第1会議室

### 1 開会

### 2 挨拶 （後藤環境生活部長）

### 3 議事

#### （1）会議の成立

16人の委員のうち14人が出席したことから、みやぎ食の安全安心推進条例第18条第2項の規定により、会議は成立しました。

#### 出席委員

小金澤委員（会長）、西川委員（副会長）、星委員、熊谷委員（副会長）、加藤委員、大友委員、佐藤委員、田澤委員、小野委員、阿部委員、氏家（直）委員、丹野委員、高橋委員、佐々木委員

#### 欠席委員

氏家（幸）委員、鎌田委員

#### （2）会議内容

##### 〈 小金澤会長 〉

皆さん、こんにちは。本日の議題は、平成28年度「食の安全安心の確保に関する基本的な計画（第3期）」に基づく施策の実施状況（案）及びその評価について、皆さんに審議していただきます。

本日は、16人中14人に参加いただいておりますが、いろいろなお立場の消費者及び事業者・生産者代表、学識経験者の幅広いメンバーで構成されている会です。今回、皆さまから、丁寧な評価を提出していただきましたので、それについて、委員同士で意見を交換しながら、それぞれのお立場の委員お一人お一人から貴重な御意見を頂戴し、評価のまとめをしていきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

それでは、議題の「平成28年度食の安全安心の確保に関する基本的な計画（第3期）」に基づく施策の実施状況（案）に係る評価について、事務局から説明願います。

##### 〈 事務局 渡邊課長 〉

それでは、議題の「平成28年度食の安全安心の確保に関する基本的な計画（第3期）」に基づく施策の実施状況（案）に係る評価について」を御説明いたします。

資料1、資料2、資料3、資料4を使って説明させていただきます。

平成28年度の「施策の実施状況」につきましては、6月13日に開催しました第1回推進会議で御説明しまして、委員の皆様には、施策の達成度について、小分類ごとに、Aが達成している、Bが概ね達成している、Cが達成していないのA B Cの3段階評価をお

願いしたところでございます。

皆様から頂きました評価につきましては、会長に御報告いたしまして、会長には、皆様の評価を「推進会議の評価案」として、取りまとめていただきました。

本日は、その評価案について御審議いただき、「推進会議の評価」を決定していただきます。決定した評価につきましては、施策の実施状況に盛り込みまして、知事を本部長とする宮城県食の安全安心対策本部に諮りまして、9月定例県議会で報告し、公表する予定としております。

資料1を御覧ください。資料1は、施策の実施状況の概要版となります。表紙をめくっていただきますと裏面の1ページには、みやぎ食の安全安心推進体制整備の経緯がございます。

2ページは、食の安全安心の確保に関する基本的な計画（第3期）の概要を記載しております。

3ページは、第3期計画の施策体系を記載しております。

4ページからは、食の安全安心の確保に関する基本的な計画の施策ごとの実施状況の概要を記載しております。

1の安全で安心できる食品の供給の確保の（1）生産及び供給体制の確立のうち、イの生産者の取組への支援としましては、①環境保全型農業の推進、②GAP研修会の開催、③農薬危害防止研修会等の開催、④耳標の装着徹底等を実施しました。

ロの安全安心な農水産物生産環境づくり支援としましては、⑤カドミウム基準値超過米発生抑制、⑥高病原性鳥インフルエンザ、口蹄疫（こうていえき）等の発生予防・まん延防止、⑦貝毒・生かきノロウイルス対策を実施しました。

ハの事業者に対する支援としましては、⑧HACCPの講習会、⑨食材王国みやぎ地産地消推進店制度による取組等を実施しました。

ニの震災等からの復興に向けた支援としましては、⑩農産物の放射性物質濃度の把握と営農対策、⑪水産関連の施設復旧整備支援、⑫原木しいたけの出荷制限解除に向けた支援等を実施しました。

5ページをお開きください。（2）の監視指導及び検査の徹底のうち、イの生産段階における安全性の確保としましては、⑬農薬販売者・使用者に対する立入検査、⑭飼料・肥料の立入検査、⑮動物用医薬品販売業者への立入検査、⑯養鶏農場に対するモニタリング検査等を実施しました。

ロの流通・販売段階における安全性の確保としましては、⑰食品営業施設等に対する監視指導、⑱食品の検査、⑲かき処理場等の監視指導、⑳米トレーサビリティ法に基づく立入検査を実施しました。

ハの食品表示の適正化の推進としましては、㉑食の110番、食品表示110番による指導等、㉒食品表示ウォッチャーによるモニタリング調査、㉓食品表示に関する研修会等を実施いたしました。

ニの食品の放射性物質検査の継続としましては、㉔県産農林水産畜産物、㉕県内に流通する食品、㉖学校給食等の放射性物質検査を実施しまして、ホームページ等で公表しました。

6ページを御覧ください。2の食の安全安心に係る信頼関係の確立の（1）情報共有及

び相互理解の促進のうち、まず、イでございますが、情報の収集、分析及び公開としまして、⑳消費者モニターアンケートによる県民の意向把握、食材王国みやぎウェブサイトにおける情報提供、㉑食品衛生監視指導結果、食品の安全に係る情報等の公表等を実施しております。

ロの生産者・事業者及び消費者との相互理解の促進としましては、㉒食品工場見学会、生産者との交流会、㉓食材王国みやぎ伝え人の活動促進、㉔みやぎ食育コーディネーターの活動等支援に取り組んでおります。

次に、ハでございます。放射性物質に関する情報の共有と相互理解の促進では、㉕放射性物質測定結果の情報提供、㉖水道水中の放射性物質測定結果の公表、㉗自家消費農産物等の放射性物質測定結果の公表等に取り組みました。

次に、(2) 県民参加のうち、イでございます。県民総参加運動の展開としましては、㉘消費者モニターの募集、㉙みやぎ食の安全安心取組宣言の広報、募集等、㉚食の安全安心セミナー、地方懇談会、出前講座等を実施しました。

ロの県民の意見の食の安全安心の確保に関する施策への反映としましては、㉛消費者モニターアンケート、みやぎ食の安全安心推進会議等による意見の把握、㉜食の110番、食品表示110番における相談等への対応を実施しました。

7ページを御覧ください。3の食の安全安心を支える体制の整備でございます。(1) 体制整備及び関係機関等との連携強化のうち、イの食の安全安心対策本部による危機管理及び総合的な対策の推進につきましては、第2期食の安全安心基本計画の実施状況、BSE検査対象の見直しについて協議しました。

ロのみやぎ食の危機管理基本マニュアル等による迅速な対応。これにつきましては、食の危機管理対応チーム会議を開催し、食の危害要因に係る情報の共有を図りました。

ハの食の安全に関する調査・研究の充実につきましては、麻ひ性貝毒発生機構の解明に資する研究、ヒスタミンによる食中毒の原因究明等に取り組んでおります。

ニの食品等の放射性物質に係る調査・研究の充実につきましては、農地土壌の定点調査、牧草の放射性物質検査等に取り組んでいます。

ホの国、都道府県、市町村、関係団体との連携につきましては、これらの団体との連携、協働により施策の推進に努めるとともに、食中毒事件等に対処しました。

(2) のみやぎ食の安全安心推進会議につきましては、施策の実施状況について評価を行ったほか、情報交換・意見交換を行いました。

8ページを御覧ください。8ページは、主な数値目標実績を記載しております。

9ページを御覧ください。9ページは、これから御審議いただく「推進会議の評価」となっております。

本日、御審議いただき、施策の実施状況が確定しますと、このような体裁で概要版を作成いたします。

続きまして、資料2を御覧ください。こちらは、前回の推進会議で御説明しました施策の実施状況でございます。本文となります。

内容は、おおむね変わっておりませんが、各施策の関連事業の事業費につきましては、前回の推進会議のときは見込み額で記載しておりましたが、本日お渡ししているものでは、確定した決算額に改めております。

52ページを御覧ください。こちらが、会長に取りまとめていただいた推進会議の評価の案でございます。

まず、1の安全で安心できる食品の供給の確保の(1)生産及び供給体制の確立です。イの生産者の取組への支援につきましては、B評価となっております。中身につきましては、みやぎの環境にやさしい農産物認証・表示制度の認証票を一新したことは評価できませんが、これからの啓発等、消費者への認知度を更に上げることが必要です。GAP導入団体数の伸び悩みが気になりますが、普及体制が整いつつある点は評価したいです。農業生産工程管理を安全安心な農業や環境保全型農業の拡大につなげる工夫が欲しい。農薬の適正使用、牛のトレーサビリティシステム、耳標の装着率100%は評価できる、といった内容です。

ロの安全安心な農水産物生産環境づくり支援につきましては、A評価となっております。中身を見てまいりますと、カドミウム基準値超過米が市場に流通しないための措置が徹底されたことは評価できる。高病原性鳥インフルエンザの防疫措置が迅速に実施された。マニュアルをよりよいものにしてほしい。貝毒やノロウイルスの検査体制が整ってきているのですが、生産者の保護や支援を期待したい、といった内容です。

ハの事業者に対する支援につきましては、B評価となっております。HACCP研修会への参加が伸び悩んでいるものの、HACCPへの理解が深まっていることは評価したい。事業者の意識改革が必要であり、また、消費者への情報発信を期待する。食材王国みやぎ地産地消推進店登録店舗数が大きく伸びたことは評価できる、といった内容です。

53ページを御覧ください。ニの震災等からの復興に向けた支援につきましては、A評価となっております。営農対策、水産関係の施設等の整備、特用林産物の生産再開は順調に進んでいると思われる。原木しいたけの原木調達の行政支援や差額保障、食品中の放射性物質の情報提供が今後も必要、といった内容です。

次に、(2)監視指導及び検査の徹底でございます。イの生産段階における安全性の確保につきましては、A評価となっております。肥料及び飼料の品質及び安全の確保のための検査及び指導はさらなる強化が必要。特に、肥料偽装や高病原性鳥インフルエンザなど、今後も監視指導の徹底が引き続き課題、といった内容となっております。

ロの流通・販売段階における安全性の確保の評価につきましては、A又はBとなっております。資料3でも御説明いたしますが、現在、評価は、AかBか、どちらかという案となっております。この後、委員の皆さまに、AかBかを審議していただくこととなります。内容としましては、食品営業施設の監視指導は、目標値を上回る実績で評価でき、食品検査も十分に実施されているが、人材育成も課題となっている。魚介類及び食肉を供給するための監視指導は、体制整備が進んでいるものの、もう少し徹底する余地がある。米穀事業者には、問題の発生が見られたが、早い対応が講じられた、という内容となっております。

次にハです。食品表示の適正化の推進につきましては、B評価となっております。食品表示法、食品の機能性表示、栄養成分表示の義務化等が運用される中で、更に継続した監視指導が必要である。食品表示適正店舗数の割合が減少傾向にあるが、食品表示は命に関わるものもあるので、さらなる徹底が課題であり、食品表示は重要になってきている。食品表示に関する研修会の実施、食品表示ウォッチャーの能力向上の研修の充実が課題であ

る。食品表示ウォッチャーに加工食品の原料原産地表示の説明をすることも重要、といった内容です。

次に、ニです。食品の放射性物質検査の継続につきましては、A評価となっております。検査の徹底と検査結果の情報公開が適正に実施されている、といった内容です。

54ページを御覧ください。2の食の安全安心に係る信頼関係の確立の(1)情報共有及び相互理解の促進です。

イの情報の収集、分析及び公開につきましては、B評価となっております。内容といたしましては、食材王国みやぎのホームページアクセス数が増加しており、評価できる。ホームページにおいて、情報に早くたどり着ける工夫、家庭や地域において子供とともに食の安全について学び、理解を深める項目等の充実、世代に応じた広報媒体による情報発信を期待するといった内容です。

次に、ロの生産者・事業者及び消費者との相互理解の促進につきましても、B評価となっております。食品工場見学会や生産者との交流会の実施、食育推進活動の参加人数が大きく拡大したことは評価できる。県からの情報提供が十分・概ね十分と感じる割合を更にアップさせる施策を継続する必要がある。学校給食の地場野菜等の利用が伸びていないが、生産現場と教育現場の相互理解を図る中で進めてほしい。みやぎ水産の日の認知度を高め、若者向けの企画や生産団体等との連携・協働を推進してほしいといった内容です。

次に、ハでございます。放射性物質に関する情報の共有と相互理解の促進につきましては、A評価となっております。セミナーの開催や放射性物質の測定結果の情報公開により、放射性物質に対する理解について、一定の効果を上げていると評価できる、といった内容です。

次に、(2)県民参加のイでございます。県民総参加運動の展開につきましては、B評価となっております。消費者モニターの年齢構成に偏りが見られ、もっと多くの年代の消費者モニターが必要である。それから、55ページを御覧ください。みやぎ食の安全安心取組宣言の周知が不足しているといったような御意見です。また、セミナー、イベント、研修会等への参加者が増えていることは評価できるといった内容です。

ロの県民の意見の食の安全安心の確保に関する施策への反映につきましても、B評価となっております。消費者モニターだけでなく、一般県民、特に若い世代の方の意見を聞くアンケートも必要である。食の安全安心セミナーや懇談会、研修会などでは、参加者の意見の把握までにはつながっていない。消費者モニターのライフステージに応じた学習機会の提供も期待する。若い世代を意識した柔軟なセミナー等の開催も課題といった内容です。

次に、3でございます。食の安全安心を支える体制の整備につきましては、いずれもA評価となっております。食の安全安心を支える体制が着実に整備され、食の安全安心に確実な効果が得られていると評価できる、といった内容です。

以上が、推進会議の評価の案でございます。

続きまして、資料3を御覧ください。こちらの資料には、評価ごとの各委員の人数を記載しております。

大分類1の(2)のロの流通・販売段階における安全性の確保の評価につきましては、A評価、B評価がそれぞれ8人と同数となっておりますので、両方を併記しております。本日、御議論いただきたいと考えております。

次に、資料4を御覧ください。こちらの資料では、各委員の皆様から頂戴しました御意見に対する県の考え方を記載しております。

かいつまんで御説明しますと、施策番号1のみやぎの環境にやさしい農産物認証・表示制度につきましては、御指摘の認知度の向上に向けて、今後とも様々な機会を捉えて周知してまいりたいと考えております。

次に、施策番号2のGAPの普及拡大につきましては、県の考え方の欄、下から3段目の認証取得に向けた取組を強化するといったことと、ページをめくっていただいて、2ページの上から6段目のおり、消費者との相互理解を図ってまいりたいと考えております。

3ページを御覧ください。県の考え方の欄、一番下の段のおり、施策番号7の貝毒・生かきノロウイルス対策につきましては、検査費用関係の御指摘を頂いているところでございますが、引き続き、漁業者の負担軽減を図ってまいりたいと考えております。

4ページを御覧ください。施策番号8のHACCPにつきましては、県の考え方の欄、上から3段目の研修会開催回数を増やしまして、それにより事業者への導入促進を図ってまいりたいと考えております。その他、一番下の段のチラシの作成、配布等により消費者への啓発に努めてまいりたいと考えております。

6ページを御覧ください。施策番号16の高病原性鳥インフルエンザ対策につきましては、上から4段目になりますが、今回の経験を活かし、今後も発生予防に努めたいと考えております。

7ページを御覧ください。施策番号19のかき処理場の監視指導につきましては、上から7段目の御指摘のおり、かき処理場への監視指導率が若干低くなっております。これについては、県の考え方の欄を御覧ください。監視指導計画に基づき実施しておりますが、昨年度は、宮城県漁業協同組合におきまして、出荷前の自主検査結果により、生かきの出荷自主規制を行ったことから、計画に対して監視件数が少なくなったものです。今後とも、宮城県漁業協同組合との連携を図りながら、安全な生かきの流通に努めたいと考えております。

8ページを御覧ください。施策番号22の食品表示ウォッチャーにつきましては、下から2段目のおり、研修制度の充実を期待しますとの御意見がございます。この御意見を踏まえて、研修内容を調査に即したものに改善するほか、ウォッチャーからの問合せに対する回答や食品表示ウォッチャーだよりにより、効果的な調査に努めたいと考えております。

次に、9ページを御覧ください。施策番号24の農林水産畜産物等の放射性物質検査につきましては、県の考え方の欄、上から2段目のおり、放射能情報サイトみやぎの農畜水産物の放射性物質の検査結果の記載内容として、「国からの出荷制限指示を受けたものは市場には流通していません。」と記載することといたしました。また、食品の放射性物質検査につきましては、引き続き、実施してまいりたいと考えております。

10ページを御覧ください。施策番号27の食材王国みやぎでございます。県の考え方の欄、上から4段目のおり、SNS等の情報発信という御指摘を頂いております。これにつきましては、フェイスブックやインスタグラム等により、積極的な情報発信に努めてまいりたいと考えております。

また、下から3段目にありますように、無作為抽出のアンケートにつきましては、相当

の労力とお金を要しますので、容易には実施できないところですが、選挙人名簿等からの無作為抽出により、宮城県に居住する4千人を対象とする県民意識調査に、食の安全安心に関する設問を加えられないかなど、今後、検討してまいりたいと考えております。

次に、12ページを御覧ください。下の方になりますが、施策番号35から37、県民総参加運動の展開でございます。消費者モニターの募集、行事の開催に当たりましては、幅広い年齢層の参加が得られるよう工夫してまいりたいと考えております。

次に、13ページ下の方になりますが、施策番号42の調査研究の充実に関する施策において、ヒスタミンにつきましては、対策の動きが見えないとの御指摘を受けております。この調査につきましては、県内で製造流通している魚介類加工品の調査を実施しているところでありまして、ヒスタミン等の増加が確認された場合には、衛生管理の指導をすることとしております。昨年度につきましては、調査したところ検出限界値以下だったため、指導まで行っていないということです。その点で、動きが見えないということだと思いません。

また、ヒスタミン食中毒様事例に対しては、迅速診断法を用いて検査を実施することにより、早急に原因究明を行い、迅速な被害拡大防止の対応が可能となっております。以上で、説明を終わります。

#### 〈 小金澤会長 〉

ありがとうございました。ただ今、事務局から説明いただきましたこの評価案につきましては、これから審議いただきますが、作成過程について、補足説明をさせていただきます。

資料2の52ページをお開きください。この評価案は、委員からの評価の傾向を捉え、意見や提言を取捨選択し、そこに会長である私の意見を入れながら、全体を調整して作成いたしました。

1の(1)のイの生産者の取組支援では、GAPについて、委員から貴重な意見がいろいろありましたが、県がJGAP、GLOBALG.A.P.についての体制を整えて、頑張っているのはよく分かりますが、そもそも何のためにGAPを推進しているかをもっと鮮明にしていけないといけないと思います。GAPがオリンピック・パラリンピックの食材調達の手段として使われるだけでは駄目で、宮城県の農産物をより安全で安心できるもの、品質的に高いものにしていくことがとても大事ですので、そのあたりも推進していただきたいです。

もう1点、環境保全型農業についてですが、宮城県では、農業の中で高齢化が非常に進み、担い手が減少しております。多くの水稻生産者は、生産法人に農地を委託するようになり、大規模な生産体制になってきております。そのような中、どうしても農薬や化学合成肥料などを使わざるを得ないところも多くなり、結果として、環境保全型農業が減っているのが現状です。

それに対して、宮城県は、以前は特別栽培米の割合が高かったのですが、今では、滋賀県に追い抜かれ、日本一は滋賀県にもっていかれてしまいました。全体的に、環境保全型農業の進み具合が落ち込んできていることもあり、その上で、GAPが意味を持つと思いますので、その辺もよろしくお願ひしたいです。あえて、書きませんでしたでしたが、農業生産

工程管理が安全安心な農業や環境保全型農業につながる工夫が、今後とも必要であろうと思いますので、いろいろな啓発活動に努めていただきたいと思います。予算的に大変厳しいと思いますが、そういった取組もしていただきたいと思います。

1の(2)の口の流通・販売段階における安全性の確保に対しては、評価は、Aが8人、Bが8人と割れた訳ですが、安全対策としては、いろいろな監視指導をきちんとしていますが、若干問題がありますので、委員の評価が分かれたところだと思います。この場で、皆さんの御意見を頂きながら、評価を決定していきたいと思います。

1の(2)のハの食品表示の適正化の推進については、様々な取組をされており、食品表示ウォッチャーの方々の活動も非常に評価できますものの、能力向上研修等もっとサポートして、食品表示の適正化を図ることも大事ではないかと思います。

1の(2)のニの食品の放射性物質検査の継続については、皆さんの評価が高かったので、A評価となっております。

それから、2の(1)の口の生産者・事業者及び消費者との相互理解の促進については、特に学校給食の地場野菜等の利用率が伸び悩んでいます。生産物だけでなく、教育の中で、食をどのように発信していくのが意味を持ちます。単に、学校給食に地場野菜等を利用してもらうだけではなく、それがどういう意味を持ち、先生が子供にどう発信するのかが大切となってきます。若干、安全安心を超えてしまう部分もありますので、余り触れない方がいいのかもしれませんが、そういう点も念頭においていただきたいと思います。

2の(2)の県民参加については、消費者モニターの年齢構成の問題をどのように乗り越えていくのかが大きな課題であるとたくさんの委員から御意見を頂きました。

今、いくつか気になった点、特に留意した点を私の方から補足説明させていただきました。その他、皆さんからそれぞれ評価を頂いておりますので、お一人ずつ順番に御意見を伺いたいと思います。

#### 〈 西川委員 〉

会長から詳しいお話を頂きましたが、私としては、1の(2)の口の流通・販売段階における安全性の確保の評価について、かきの処理場の監視指導率が若干低いことに対して、意見させていただきましたが、先ほど事務局から、宮城県漁業協同組合の自主検査において、ノロウイルスが陽性だったため、生かきの出荷を自粛した期間があり、計画どおりに検査できなかった旨の説明がありましたので、評価をBからAにしたいと思います。低めに評価したものですから、個人的にはA評価でもいいのかなと思います。

HACCPについては、今後、義務化に備えてどのようにしていくのだろうと思っております。国の対応がはっきりしない中で、難しいとは思いますが、みやぎHACCPをもっと充実させ、国の方向性が見えた段階で迅速に対応できるようにしていただきたいと思います。

食品表示ウォッチャーの能力向上については、これからますます大事になってくると思います。そこについては、何かしらの十分な研修等を行っていただきたいと思います。

消費者モニター等も含め、年齢構成について、偏りが無い形で若い方々にも参加していただく仕組みが大事だろうと思います。中高年は、意識が高い方々が多いと思いますが、若い方々もどう思っているのか、これからの食の安全安心を考えていく上では、大事なこ



とです。小さなお子さんを持つ親を中心に幅広く意見を聞くことができるといいと思います。是非、努力していただけないかなと思います。

学校給食ですが、確かに地場野菜の利用が伸びず、目標値までは届いていないのが現状ですが、目標に達すればいいということだけでなく、会長の言うように生産現場と教育現場との相互理解が大切で、そのあたりを十分に進めていかないと単に形だけで終わってしまう可能性があると思います。

#### 〈 星委員 〉

初めて、評価させていただきまして、状況が理解できていないところもあるかもしれませんが、感じたところを書かせていただきました。

1の(2)の口の流通・販売段階における安全性の確保については、生かきのこと、問題が出たときの検出の仕方や対応、体制の仕組みがしっかりできていれば、いいのではないかと思います、評価させていただきました。問題の発生防止に努めることも大事ですが、問題が出たときに流通を止めて、消費者に流れないようにする体制づくりの方が重要だと思います。それが、きちんと動いていると感じました。

それから、学校給食の地場野菜等の利用がなかなか伸びていないことですが、地場野菜を使うだけでなく、その意味を子供たちに理解してもらうことが大事です。食育を通して知らしめることと、どのように安全安心に生産されているかを伝えることが大切です。子供を通して、各家庭への発信も非常に重要なことだと思います。

私は、大学で管理栄養士になるための養成コースを受け持っています。各学校には、県の栄養士か若しくは栄養教諭のどちらかしか、配置されません。1校に1人の栄養士のため、十分な食育体制が取られていません。人手不足で、頻繁に教室を回って食育を推進できる体制にないのが現状です。子供たちに地場野菜等を食べてもらうだけでなく、そこを通じて家庭に情報提供することを考えていただきたいと思います。

同じように、食品表示ウォッチャーについてですが、ホームページ等で検索すれば、表示に関する情報はいろいろありますが、意識がないとなかなか自分から情報を取ってみようと思わないと思います。日常の中でも注目されるような情報発信をしていただけないかなと思います。

#### 〈 熊谷委員 〉

小金澤会長には、委員の意見を取り入れて評価案を作成していただき、ありがとうございました。口の流通・販売段階における安全性の確保については、達成しているとなっているというより、おおむね達成だと思います。

#### 〈 加藤委員 〉

評価案については、おおむね私と同じ評価になっておりました。流通販売段階においては、安全性の確保はできていると感じておりますので、達成していると評価しています。

GAPに限らず、認証取得に関しては、取得するか取得しないかにとられるのではなく、前回、氏家委員が発言したように、「消費者により安全なものを届ける」というスタンス、そういう認証であることを基本に進めていただきたいと思います。それを行政が支援

して行ってほしいと思います。

環境保全型農業ですが、生協連では、生産者との関わりにおいて、環境保全型農業の米や野菜等の利用を勧めています。それが一般の消費者から見た場合に、環境保全型農業という見方ができていないと思います。みやぎ生協のメンバーであれば、環境保全型農業を理解していますが、他の消費者の方々は、余り理解していないのではないのでしょうか。消費者と生産者との間のかい離というか、離れていることで環境保全型農業の広がりが見られない原因ではないかと思います。

県では、啓発等でチラシなどを作成するとしておりますが、消費者が何を求めているのかをきちんと知り、伝えるべきです。そうしないと広がらないと思います。そのような点を考慮して啓発を勧めていただきたいと思います。

食品表示ウォッチャーに関しては、消費者モニターから毎年100人が委嘱されていますが、募集に対し、100人集まること自体がすごいことだと思います。毎月、各2店舗調査し、県に報告するという取組はすばらしく、なかなかできることではないと思います。県としては、食品表示ウォッチャーの活動について、どのように評価をしているのでしょうか。コメントを頂きたいと思います。

質問ですが、食品表示ウォッチャー制度が始まってから、店舗等とトラブルになったことはなかったのでしょうか。また、100人いらっしゃると思いますので、県から一方的に研修や勉強してくださいというのは分かりますが、食品表示ウォッチャー側で何か困っていることや、情報発信されることはあるのでしょうか。他は、会長の評価案のとおりで結構です。

また、学校給食における地場野菜等の利用拡大についてですが、現在、学校給食センター方式が多く、小規模の調理場が減っており、地場野菜の利用増加が見込めるのか疑問です。じゃがいもなどは野菜の形でないブロックの形で出てきますので、学校給食センター方式の中で、地場野菜等の利用割合を高められるのか疑問です。そのような方向は今からは難しいという印象を持っています。

#### 〈 大友委員 〉

会長の評価案のとおりです。監視指導等は、きちんとしていますので、A評価でいいと思います。

学校給食の地場野菜等の利用に関してですが、学校規模や給食センターのあるなしで環境が違ってくると思います。小さい学校で、給食センターを使っていなければ、地場野菜等を使うことが可能で、児童生徒と生産者との交流を含めた授業ができます。給食で頂いているにんじんを生産してくれた方々ですよという交流ができます。

このような現状を県がどのように把握しているかです。地場産野菜等の利用に関しては、そののところに問題があると思います。地域にあった指導をしていただければいいと思います。

#### 〈 佐藤委員 〉

53ページの監視指導関連では、一生懸命していただいているのは分かりますが、もう少し徹底する余地があると思っております。

また、HACCPに関するロゴマークについてですが、県が考えていることは理解でき

ますが、ロゴマークを貼っているところが少ないですので、もっと広めていただきたいと思います。せっかくですので、お店には、見えるところに掲げてほしいと思います。

55ページの消費者モニターにおける若年層の取り入れを徹底してほしいという意見に関しては、食品安全安心セミナーや研修会などそれだけで新しく企画しても、なかなか人は集まらないと思います。若いお母さんたちを集めるのであれば、3歳児検診や1歳半検診などに食品に関するセミナー等を合体して開催するのも、一つの手段ではないかと思います。

お母さんたちは食育を真剣に考えている方も多く、食べる、かむ、成長するというところで合体して行えば、若い人を集めるために他のセミナー等を別に開催しなくてもいいのではないのでしょうか。そのときに、ティッシュなどロゴマークをつけたノベルティがあるといいと思います。おまけではないですが、何かをもらえれば、頭の隅にこう言うことをしていると少しは記憶されるのではないのでしょうか。

#### 〈 田澤委員 〉

GAP やHACCPについては、消費者、生産者・事業者と一緒に勉強できるような、又は、同じ土台で話せるような場を作っていただければ、消費者の理解もより進むのではないだろうかと思います。

また、私は、この会議の議論を通じて、本や用語集、インターネットからの情報に加え、現場の様子が少し見えるようになりました。それで、事業規模にかかわらず、小規模な事業者の方々にも、同様に、きめ細かな研修、指導を行っていただきたいと思いました。

監視・指導については、ほぼ整っているのではないかと思います。それ以上のものを私たち消費者が安心として求めるためには、消費者自身もより学びを深める、そして、生産者・事業者の方々も研鑽（けんさん）を積まれる、そういった積み重ねでよりよい安全・安心へ向かうのではと思います。そのために、消費者が研鑽する機会や現場の様子を教えていただく場など、増やしてほしいと願っています。

私は、絵本の読み聞かせや調理と一緒に台所でできる簡単な実験を行う草の根の活動を行っております。多くの人を集めるというよりは、集まりやすい場所へうかがい、家庭に持ち帰っても、地域でも再びできるような内容を行っております。30代から70代くらいの方々の参加がありました。参加者からは、食についての研修の場所として、県や生協などいろいろなところで受けているとの感想がありましたが、学ぶ機会をもっと増やしてほしいと多くの方がおっしゃっていました。是非、時間帯や開催場所の工夫をしていただきたいと思います。先ほど、佐藤委員からも検診と一緒に広報や研修を開催しては、といった提案が出されていましたが、とてもいい案ではと思いました。私の地域活動からの経験からは、若い世代が集まる読み聞かせの会などで広報してはどうかと思います。自主的に学んでいる方々からは、講師を招いて企画するのは大変だという声を頂き、自分たちでできる手洗いチェックなどの簡単な実験を料理をしながら、インターネットで大学病院の動画を活用したりしました。「わかっていたつもりだったことに気が付いた」という感想や「簡単な動画がもっと提示されていればいいのに」という意見も頂きました。それで、5分間くらいのYouTubeの動画等でこんなことができますとか、又は、それをもとに話し合うようなことができるのではないだろうかと思っておりましたが、そのようなこと

を既に県でも考えていらっしゃるということを伺い、実際にやっていただけると、消費者の意識も向くのではと思いました。私たち消費者が、まず意識を向けることが大切ではと思っています。その意識の先で、消費者と一緒に安全安心にどう向き合っていたらいいかを考えていただければと思います。

できれば、ウェブ版で食についてより分かりやすい子供向けのコンテンツがあると大人も子供も一緒に調べ、考えるときに助かるのではと思いました。将来の消費者となる子供たちを育てるためにも、家庭や地域で気軽に話し合えるような場で素材として使えるようなものを更にウェブで提供していただければと思います。

#### 〈 小野委員 〉

私からは、GAPの話をさせていただきたいです。GAPの研修会自体は、生産者や組織ごとにはいろいろなところで開催されており、周知徹底はできていると思います。今の流れとして、生産者の段階としても、いくつか認証取得に取り組むところも出てきておりますので、JAグループとして後押しいたします。県にも、引き続き御支援をお願いしたいです。

また、HACCPですが、農業者の大規模化の話がありました。大規模化に併せて、6次産業化という言葉がありますが、生産だけでなく、一部加工に取り組む農業者も出てきつつあり、今後とも出てくると思います。

そういう意味では、今まで、HACCPについて、意識がやや低いところもあったかと思いますが、今後、意識の浸透、認証取得に動いていかななくてはならないと思っております。

#### 〈 氏家委員 〉

私は、生産者の立場でお話します。学校給食に関してですが、私は、大崎市の旧岩出山町管内の学校給食に納めております。学校が小規模ですので、納められていますが、現在、大崎市で学校給食センターを建設するといった話も聞こえてきております。大きくなったときはどうなるのか、心配の部分があります。

今は、じゃがいものサイズの指定はありますが、形の指定はありません。センター方式は、カットされたものが出てくると先ほどお聞きし、大規模なところはそうなのだと思われ知りました。農家から野菜等を納める場合は、大規模な学校給食センターになった場合は、難しいと今の話を聞いて感じました。

GAPについては、小野委員が話したとおり、JA古川なす部会で、JAとして取り組みたいという記事を新聞で読みました。個人でというより、そういった団体での動きがあると取得しやすいです。小さな農家が戸毎に行うのは、大変ですので、団体認証取得の動きはいいことだと思います。

食育に関しては、何年か前までは、種まきから収穫、調理までの消費者との交流イベントを私も行っておりましたが、現在はしておりません。やはり、子供を連れてくる親も多かったのです。

学校給食で、この生産者が作った食べ物だよと言って、ただ見せて食べることよりも、子供には子供の、親には親の教育の仕方が違ってくるのではないのでしょうか。学校で教え

てほしいということではないのですが、一緒にできたものを見て分かるというよりも、食べ物がどのようにできているのか、畑において自分たちで触ってみて初めて分かることもあると思います。食育をどのようにしていくかは難しいことですが、生産者もきちんと取り組んでいかななくてはいけないとイキイキと畑で働いてくれる子供たちを見て思いました。

学校教育と生産者と消費者に当たるお父さん、お母さんたち皆でやらなくてはいけないことです。しかし、食べるだけでなく、作れる場を生産者として提供していけたらと思います。どんな職場でも、現場が一番大事なことだと思いますので、それをどのようにつなげていくのか、今後、私もですが、検討していかなければならないと思います。

#### 〈 高橋委員 〉

初めての評価で、大変難しかったです。青果市場の流通を考えますと、より安全安心な生産物を市場経由で流通していくことが必要です。今後、GAPの取得は各地域、生産者で取り組んでほしいと思います。我々、農業協同組合としても、安全安心な生産物を届けるという観点から、これは必要だと思います。今後、取得にも力を入れていかななくてはならないと思います。

また、監視指導関連では、私は達成しているとしていいと思います。いろいろな検査は、多ければ多いほどいいのですが、そうは言っても、労力も掛かります。そのような中、最大限で行っていますので、A評価でいいと思いました。

県民総参加運動についてですが、一般の県民に浸透していないと感じています。様々な方法、媒体が必要ではないでしょうか。それに伴って、若い世代の方が、しっかりと向き合っていただく、自分で取り組んでいただくことが必要だと思います。発信をどんどんして行ってほしいものです。

#### 〈 丹野委員 〉

食肉の事業者という観点から、監視指導関係は、達成してしましました。

その他の項目では、生産者・事業者、消費者との相互理解の促進がありますが、私の分野としては、震災後、食肉市場に食育の一環で高校生・中学生の見学が増えました。一般の消費者の方々も道の駅ツアーと一緒に寄っていく方も多くなりました。

食肉市場そのものは、従来、見学しづらいイメージがありましたので、会社としては、中で働く職員を表に見えるようにした方がいいとなり、仙台市と検討し、10年ほど前から食肉市場祭を開催しております。そういった経緯もあってか、見学者が増えてきました。

その中で、BSEに対する質問等が様々出ます。牛や豚の肉は、1頭ごと、作業が変わるごとに手洗いし、包丁も洗浄後煮沸消毒をしていますし、1頭1頭が接触しないように厳密に管理しています。放射性物質検査も牛では全頭検査をして、結果、不検出です。その情報を伝えますと、そこまで、いろいろしているのかと驚かれる人が多いのも事実です。やはり、現場を見てもらう方が一番響きます。研修会を10回、100回開催するよりも、理解してもらえらると思います。消費者モニターや食品表示ウォッチャーの研修も現場を取り入れながら勧めた方がいいと思います。

また、大規模化した法人より小規模農家の方が、特別栽培米に取り組めると聞きました

が、私は今まで逆だと思っていました。大規模化の方が特別栽培米やGAPを進められるのではないかと感じておりましたので、ちょっと残念に感じております。

#### 〈 阿部委員 〉

監視指導につきましては、計画的な監視指導が行われてきており、我々もそれは評価しております。

生産者段階でも、安全安心等のレベルもアップしていると思いますが、震災後は、かきにおける取り扱いルール等も同じように進めています。問題なのは、消費者の皆さんに、正しい情報を提供しなくてはいけないということです。かきについては、ここ数年、生産販売段階で意見があわなかったり、対応に食い違いがあったりが続いていました。

そういう意味では、県が事務局となって、一般のかき生産者、加工流通、桃浦等の問題を含めた協議会を8月に作っていただけることになりました。そこから、同じ「宮城のかき」として、出荷できる体制を話し合えると思います。皆さんにとって分かりにくい表現がなくなると思いますし、そうしていきたいと思います。しっかりと消費者の皆さんに分かりやすい対応をしていきたいと思っています。

#### 〈 佐々木委員 〉

食品衛生協会の会長をしております。小規模、零細な営業施設について、3点ほど意見があります。

HACCPですが、認証取得が進んでおりません。なぜなら、事業者には負担がかなり掛かっており、大変難しい問題だからです。

これとは別に、食品衛生協会といたしまして、HACCPのB基準より簡単なもので、「食の安全安心の5つ星事業」を実施し、進めているところですが、それさえも、皆さんはなかなか取得することが困難で、非常に苦しんでおります。

実施状況の中に、「HACCPが義務化されることから事業者の意識改革が必要です」とありますが、我々協会としても意識改革を進めていますが、実際、進めようとしても事業者の衝撃が大きく、苦しんでおります。

簡単に言いますと、地方のおすし屋さんらにはHACCPと言ってもなかなか対応してもらえないため、非常に厳しい状況です。ただし、東京オリンピックの頃にはHACCPが義務化されますので、当協会も、今、必死になって推進しているところです。県にはこのあたりの支援をもっともっていただけたらと思います。それが、消費者に対しての食の安全安心につながるだろうと理解しています。

次に、食品表示の適正化ですが、表示はなかなか難しい問題です。はっきり言って相談するところがありません。相談しても、最後には消費者庁に聞いてくださいと言われてしまいますが、県の方々に指導をしていただきたいと思います。電話ではなく、顔と顔を合わせて指導してほしいと思います。

食品表示に関しては、栄養成分表示等含め、一括した指導をしてほしいです。部分、部分の指導はあるのですが、全体的にこれでいいのかは、小規模事業者にとって、判断するのは非常に難しいものがあります。これをもっともって推進していただければ、しっかりとしたものになっていくと思います。

基本的に、食品衛生協会の構成員の方々に、H A C C Pを取得している方は数えるくらいしかおりません。それを、これからどうするかが課題となっております。

〈 小金澤会長 〉

皆さんのいろいろな意見を聞かせていただきまして、ありがとうございました。また、先ほど、加藤委員から質問がありましたので、それについて、事務局から回答をお願いします。

〈 事務局 渡邊課長 〉

食品表示ウォッチャーに対する質問ですが、県としての評価ということでございますが、そもそも、県民総参加運動というものは、みやぎ食の安全安心推進条例に記載してございます。その中で、消費者の役割として、正しい知識を身につけていただくこと、それを基に生産者、事業者、関係行政機関等に意見を述べることといった役割を果たしてもらうことを条例に規定させていただいております。

そのための方策として、県民総参加運動を展開しておりますが、その中で食品表示ウォッチャーは、非常に有効な手段だと思っております。日頃、食品表示をよく見るにしても、ルールどおりかという観点で、詳しく食品表示を見る機会は少ないと思います。食品表示ウォッチャーとして、毎月、表示を確認して報告いただくことは、非常に有意義なことだと思いますので、今後とも継続していきたいと考えています。

また、今まで、食品表示ウォッチャーのトラブルはなかったのかという質問に対してですが、トラブルというものでもないのですが、何もなかったという訳ではありません。例えば、我々としては、店舗でさりげなく表示を見てチェックしていただきたいとお願いしておりますが、店舗の方に接触してしまい、問合せが来たことはございますが、大きなトラブルではございません。

基本的に、店舗に対する指導は法律に基づくものですので、県が行うものであり、ウォッチャーからは、表示の状況を教えていただくことが役割分担だと思っております。

ウォッチャーから困ったことは、当然、随時、電話等により相談、質問をお受けしております。毎月、店舗の表示について報告いただいております。その都度、御質問があれば問合せさせていただいていると思っております。以上です。

〈 小金澤会長 〉

御質問に対する回答は、これでよろしいでしょうか。

では、今までの委員のいろいろな意見を頂きましたが、口の流通・販売段階における安全性の確保については、やはり、A又はBの評価に分かれおります。結果として、あえて、調整いたしません。Aにすると意図的な感じも出てきますので、このままB評価とさせていただきます。意見が割れている以上、そうなると思います。様々な立場の方が委員になっている特徴でもあると思います。ただ、場合によっては達成度の一部が内部資料的な問題として出ていくとは思いますが。

その他、内容や文言についての意見は特にありませんでしたので、この評価とさせていただきます。よろしいでしょうか。

次の議題に移ってもよろしいでしょうか。では、報告のイのみやぎ食の安全安心県民総参加運動について、事務局から説明をお願いします。

〈 事務局 平塚技術補佐 〉

では、報告のイのみやぎ食の安全安心県民総参加運動の進捗状況について御説明いたします。資料5を御覧ください。

まず、食品表示ウォッチャーにつきましては、5月10日に委嘱状を交付し、6月から12月までの期間で、店舗に出向いたモニタリングを開始しております。6月は、延べ191店舗でモニタリングを実施し、疑義情報6件のうち、調査が必要と認められる案件については、県が調査、あるいは調査権限を有する行政機関に情報を回付しております。今後も、疑義情報の内容に応じて、国・市町村と連携・分担しながら、必要な調査指導を行ってまいります。

次に、モニター研修会につきましては、今年度、1回の開催を予定しております。テーマ、開催場所等は今後決定してまいります。

次に、モニターだよりにつきましては、6月23日に第16号を発行し、次号は10月に発行を予定しております。

次に、食の安全安心基礎講座につきましては、植物性自然毒による食中毒について、モニターだより第16号に掲載しております。

生産者との交流会及び食品工場見学会につきましては、10月、11月頃にそれぞれ参加者40人程度で開催することを検討しております。

次に、モニター制度の広報につきましては、ラジオ放送、新聞等でモニターの募集を行ったところであり、今後も各種広報媒体や催事等で広報を行ってまいります。

モニター登録の状況としましては、今年度に入り、13人の新規登録、3人の取り消しがあり、7月14日現在、登録者数は、982人となっております。

次に、アンケート調査につきましては、6月26日に各モニター宛て依頼しており、7月28日を回答期限としております。今後、集計等を行ってまいります。

次に、講習会につきましては、食の安全安心セミナーを3回開催する予定としております。テーマ、開催場所等は、今後決定してまいります。

地方懇談会につきましては、各地方振興事務所におきまして、農業食育体験交流会、野菜流通研修会、地域食材料理講習会など、13回の開催を計画しております。

ページをめくっていただきまして、裏面を御覧ください。「取組宣言事業の広報」につきましては、ラジオ放送や関係団体の会合で実施したところであり、今後も各種広報媒体や催事等で実施してまいります。

次に、みやぎまるごとフェスティバルにつきましては、県庁舎内では県ブースの設置、県庁敷地内では取組宣言者の出展を予定しております。

最後に、取組宣言者の登録の状況につきましては、今年度に入り、新規登録が21者、廃業等に伴う取り消しが42者ありましたので、6月30日現在、登録者数は2,951者となっております。以上で、説明を終わります。

〈 小金澤会長 〉



ありがとうございました。確認ですが、まるごとフェスティバルは、10月のいつ開催でしょうか。

〈 事務局 平塚技術補佐 〉

10月14日、15日になります。

〈 小金澤会長 〉

今のところ、消費者モニター、食品表示ウォッチャーは、登録人数の変動等はありませんが、このようにいろいろな取組をしております。この件について、何か御意見、御質問はありませんか。

次に報告の口の食品に係る放射性物質検査の結果について、事務局より説明をお願いいたします。

〈 事務局 平塚技術補佐 〉

続けて説明させていただきます。平成29年4月から6月末までの3か月の間に実施いたしました食品に係る放射性物質検査の結果について、簡単に御報告いたします。

資料6を御覧ください。県では、平成26年3月に策定しました東京電力福島第一原発事故被害対策実施計画（第2期）に基づき、県が実施する放射線・放射能の測定を体系的に実施するために「宮城県放射線・放射能測定実施計画」を定めております。

これにより県の関係部局において、出荷前の農産物、林産物、水産物、畜産物や野生鳥獣、出荷後の流通食品、その他の学校給食等において、各々検査を実施しております。

なお、国では、ガイドラインである「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方」を3月に見直しいたしました。県といたしましては、今年度も今までどおり、検査を実施してきております。

では、6月末日までの検査結果について、御報告いたします。出荷前検査についてですが、野菜類、果実類、穀類の農産物については、457点、原乳については、25点、牛肉については、6,350点、豚、めん羊、やぎなどについては、30点、海産魚種、内水面魚種などの水産物については、612点、きのこ・山菜類などの林産物については、777点、野生鳥獣肉については、29点の合計8,280点の検査を実施いたしました。

うち、基準値を超過した品目については、山菜類などの林産物で20点、野生鳥獣肉の1点で、計21点でした。

基準値を超過した林産物については、クサソテツ（コゴミ）で1点、コシアブラで2点、タケノコで17点であり、いずれも、既に国から出荷制限指示が出されており、出荷制限解除に向けた検査として、実施しております。

また、基準値を超過した野生鳥獣肉については、イノシシ肉であり、同様に、県内全域を対象に既に国から出荷制限指示が出されており、現在も継続しております。

次に、出荷後の検査ですが、県内に流通する飲料水や一般食品等の流通食品については、72点検査を実施いたしました。基準値を超過したものはございませんでした。

次に、その他の検査の学校給食で使用する食材についてですが、106点検査を実施いたしました。基準値を超過したものはございませんでした。

続いて、住民持ち込み測定についてですが、これは、県内の全市町村で山菜や自家栽培、自ら採取した食材などを住民が持ち込み、測定をしているものです。測定点数は、613点で、うち21点が基準値超過となっております。基準値を超過した品目については、林産物のコシアブラ、シイタケ、ワラビ、タラノメ、タケノコなどです。

本日、御報告いたしました検査結果は、4月から6月までの3か月間の検査結果を取りまとめたものですので、7月の結果は、まだ反映されておられません。

なお、今年度、新たに国から出荷制限指示や県が出荷自粛を要請した品目はございません。また、6月末日までに、出荷制限指示の解除を受けた品目は、平成24年4月27日付けで、国から出荷制限指示を受けた「大崎市の野生のクサソテツ、いわゆるコゴミ」が、平成29年5月23日付けで、出荷制限指示が解除され、生産及び出荷が再開されております。

御報告いたしました検査結果などは、「放射能情報サイトみやぎ」で、品目別に公表しておりますので、詳しくは、資料に記載のホームページを参考にさせていただきますようお願いいたします。以上で報告を終わります。

#### 〈 小金澤会長 〉

ありがとうございました。この点はいかがでしょうか。

特になければ、報告の「宮城県GAP推進会議」の設置及び「みやぎGAP推進アドバイザー制度」の創設について、事務局より説明願います。

#### 〈 農産園芸環境課 齋藤技術副参事 〉

資料7について、報告させていただきます。「宮城県GAP推進会議」の設置及び「みやぎGAP推進アドバイザー制度」の創設について、説明いたします。

まず、1のGAPの推進の必要性について、先ほどから委員の皆さまの御意見を頂いておりますが、農業において、食品の安全、環境保全、労働安全等の維持可能性を確保するために生産工程管理、いわゆるGAPの取組を推進していくことが、県でも必要であると考えているところです。

2020年の東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会が、調達する食材の要件としているほか、農産物の輸出や大手流通業者との取引引きにおいて、国際水準GAPである2つのGAPのGLOBALG.A.P.、JGAPの認証取得を求める動きが拡大、加速化していることを受け、県でも推進していこうと考えてございます。

2の宮城県GAP推進会議の設置についてですが、GAPの取得を推進するため、平成29年7月7日に宮城県GAP推進会議を立ち上げました。県、JA宮城中央会、JA全農みやぎ、宮城県農業法人協会、株式会社宮果が構成員で、1回目を開催したところです。

3のみやぎGAP推進アドバイザー委嘱状交付式の開催についてですが、既にGLOBALG.A.P.やJGAPを取得している農業者に、みやぎGAP推進アドバイザーの名称で委嘱し、経験的な立場から、GAPの取得を目指している農業者に対し、助言・指導を行う制度を創設し、平成29年7月7日に6名に委嘱状を交付しました。委嘱した6名については、資料に記載されているとおりでございます。今後、現場においていろいろ指導をしていただく予定になっております。

4のGLOBALG.A.P.研修会の開催についてですが、農業者やJA等を対象に、特に、GLOBALG.A.P.の団体認証を取得する方法について学ぶ研修会を平成29年7月14日に開催しました。受講者として、約90名、参加いただきました。今後とも、県といたしましては、GAPの推進に努めてまいりたいと考えてございます。以上で報告を終わります。

〈 小金澤会長 〉

この件について、何かございますか。よろしいでしょうか。

3のみやぎGAP推進アドバイザーについてですが、この方々は、県内の農業者にGLOBALG.A.P.やJGAPを取得してもらっただけでなく、宮城県GAPの推進も行うということですか。

〈 農産園芸環境課 齋藤技術副参事 〉

県GAPではなく、GLOBALG.A.P.やJGAPをそれぞれ取得している農業者が、GLOBALG.A.P.やJGAPの取得を希望する農業者に指導するものです。例えば、GLOBALG.A.P.を取得している「みやぎGAP推進アドバイザー」には、GLOBALG.A.P.を取得希望の農業者にアドバイスしていただくという考えでございます。

〈 小金澤会長 〉

宮城県GAP推進会議を構成するために、みやぎGAP推進アドバイザーがいる訳でしょうが、宮城県GAPを推進するためにアドバイザーがいるのでしょうか。それとも、GLOBALG.A.P.やJGAPを取得することを目的としているのでしょうか。

〈 農産園芸環境課 齋藤技術副参事 〉

後者のGLOBALG.A.P.やJGAPを取得していただくことを目的としています。

〈 小金澤会長 〉

宮城県GAPは推進しないのですか。

〈 農産園芸環境課 齋藤技術副参事 〉

宮城県GAPは宮城県GAPで、取組としては推進してまいります。

〈 小金澤会長 〉

それが、宮城県GAP推進会議ではないのですか。宮城県GAP推進会議は、GLOBALG.A.P.やJGAPを取得するための会議ですか。

〈 農産園芸環境課 齋藤技術副参事 〉

会議につきましては、GAP全体を推進していくものでございます。アドバイザーについては、GLOBALG.A.P.とJGAPを認証していくために助言をしていただくも

のです。

〈 小金澤会長 〉

宮城県GAP推進会議は、GLOBALG.A.P.やJGAPと宮城県GAPの3つを推進していくということですか。

〈 農産園芸環境課 齋藤技術副参事 〉

はい、そうです。GAP全体について、県としての考え方を整理して、GAPの推進と合わせ、認証も推進していこうと言うことです。

〈 小金澤会長 〉

例えば、福島県では、福島県GAPを農林水産省GAPまで近づけていますが、宮城県は、そういうことはやらないのですか。

〈 農産園芸環境課 齋藤技術副参事 〉

宮城県GAPは、既に国のGAPに準拠した形のマニュアルに整理しておりますが、宮城県GAPとしての認証としては行わないということですか。

〈 小金澤会長 〉

その他ありますでしょうか。

〈 加藤委員 〉

消費者としての要望ですが、HACCPもそうですが、消費者からすると宮城県GAP、JGAP、GLOBALG.A.P.の何がどのように違うのが、全く分かりません。

宮城県GAP推進会議を立ち上げて、仲間うちだけと言えば失礼ですが、GAPに関わる主体的な人たちだけで話し合い、その中だけで、認証が増えましたというのは、どうなのでしょう。その後、消費者にどう伝えるかという部分が抜けているのではないのでしょうか。消費者に分かりやすく伝え、すばらしいと思ってもらえなければ、幾ら頑張ってお金を掛けて取得しても、生きてこないと思います。

みやぎ生協の例として、手間やお金を掛けて、化学合成肥料や農薬を削減している生産者を応援するために、小野委員が言ったように、メンバーはとにかく現場に行きます。こういうふう育ててこうしていますから、雑草はありますけれど、野菜は安全という理解が生まれます。そのように、目に見える形で出していただかないと、消費者は分からないと思います。「認証を取りました」だけでは、理解が進まないと思います。

せっかく、宮城県GAP推進会議を設置したのであれば、認証取得後、どうやって、消費者に分かりやすく伝えていくか、広めていくかを考えながら、進めていただきたいと思っています。要望です。

〈 農林水産部 小島次長 〉

貴重な御意見、大変ありがとうございました。説明が少し足りなかったのですが、飽く

まで、GAP推進というのは、生産者サイドだけでなく、消費者の理解があって、更に進むと言うこともございますので、GAP自体の一般の方々へのPR等も含めてこれからも推進していきたいと思っております。

〈 小金澤会長 〉

よろしいでしょうか。他にありますか。では、以上で報告を終わります。

では、最後はその他として、何か皆さんからありますか。

〈 加藤委員 〉

食の安全安心と直接、関係あるか分かりませんが、国では、主要農作物種子法（種子法）を廃止することになってはいますが、県で進めている主要農産物等に対する安全性については、どうなのでしょう。

消費者の立場から、種子法が廃止されることで安全性が全くなくなる訳ではないでしょうけれども、理解ができません。これから、どうなるのだろうと疑問です。会議の場でもいいですので、情報が入れば、会議の場等で情報提供をしていただきたいと思いますという希望です。

もう1点は、8,000Bq/kg以下の放射性物質の焼却問題ですが、地域ごとの判断となったと、私は理解していますが、地域ごとになった場合、ようやく落ち着いてきたところなのに、非常に不安だという人が出るのではないかと思いますので、放射性物質検査に関しては、今まで以上に同じように丁寧にやっていただければと希望いたします。以上です。

〈 小金澤会長 〉

ありがとうございます。要望ということでよろしいでしょうか。

最後に、後で報告がありますが、次回の会議開催は、来年の2月になります。この会議は、評価が終わるとお休みとなる変則の会議です。

先ほど報告がありました県民総参加運動の中で、10月、11月頃に、生産者との交流会、食品工場見学会やまるごとフェスティバルでの展示などがあります。委員の方で時間の都合のつく方は、参加していただきたいです。

また、講習会等が10月から1月にかけて県内3か所で開催されます。内容については、未定ですが、委員の方々からの内容の希望等あれば、設定できる可能性もあります。皆さん、そういった研修会等に参加していただき、来年2月の会議まで、各々ブラッシュアップしていただければと思います。

では、他になければ、事務局にお返しします。

〈 事務局 中村副参事 〉

活発な御議論大変ありがとうございました。

次回の開催は、小金澤会長からお話もありましたが、少し間があきまして、年明けの平成30年2月上旬頃となります。おって開催の御案内を差し上げたいと思っておりますので、御出席いただきますようお願いいたします。

それでは、以上をもちまして、会議を終了いたします。長時間にわたりありがとうございました。